

高松商工会議所独自の

見舞金・祝金 給付制度

給付内容	口数	2～4口	5～9口	10～13口
病気入院見舞金 (5日以上、保険期間中1回)		5,000円	10,000円	15,000円
結婚祝金		一律 5,000円		
出産祝金 (本人または配偶者)		一律 5,000円		
すこやか祝品 (商品券) (保険期間満了の方)		一律 10,000円		

☆この制度は、高松商工会議所独自の見舞金・祝金制度による保障です。
(生命保険ではありません。)

☆ご請求時に、生命共済制度加入1年以上の継続加入者が対象です。



見舞金制度

病気で5日以上継続してご入院の方に、お見舞金をお支払い！



祝金制度



ご結婚、ご出産時には、お祝い金を贈呈！

すこやか祝品



保険期間満了（9月30日時点で加入）の方には
お祝い品を贈呈します！（満了：75歳6カ月超）

※詳細は裏面をご覧ください。

【祝金請求手続きについて】

種 類	結 婚	出 産
	被保険者が結婚したとき	被保険者またはその配偶者が出産したとき
発 生 日	婚 姻 日	出 産 日
添付書類 次のいずれか1通 (写し可)	○婚姻届受理証明書 ○戸籍抄本または戸籍謄本	○母子健康手帳 (父母と子の名前が記載されている欄) ○戸籍抄本または戸籍謄本 ※出産及び親子関係が確認できる書類

- ・夫婦で生命共済制度に加入する場合、それぞれ祝金を請求できます。
- ・出産祝金は、出産回数を基準とします。(出産時の子の人数ではありません。)

【見舞金請求手続きについて】

種 類	見 舞 金
	被保険者が継続5日以上病気入院したとき
添付書類 (写し可)	○診断書等医師の証明書 ○入院5日以上分の領収書または入院計画書

- ・被保険者同一人に対し、保険期間中(10月1日～翌年9月30日)1回のみ給付となります。
- ・人間ドックなどの検査入院、通常出産による入院は給付の対象外です。
- ・見舞金の給付額は、入院日の主契約の口数を基準とします。
- ・新型コロナウイルス感染(重症化リスクの高い方が対象)の場合は、保健所等の証明が必要です。

※重症化リスクの高い方が対象は、別紙をご覧ください。

【注意事項】

- ・各請求の有効期限は、発生日(入院日)を含め180日以内とします。
- ・支払い基準は、支払事由が発生した時点の口数とします。
- ・支払事由が発生する月の共済掛金の入金確認後の支給となります。
- ・見舞金・祝金のお振込先は、原則掛金を引き落としている口座となります。
- ・事業主または被保険者の虚偽による請求の事実が発覚した場合は、支給停止または支給後は返還いただくこともあります。

請求方法

指定の請求書に必要な事項をご記入のうえ、添付書類を添えて、下記までご郵送またはご持参ください。請求書は当所ホームページからダウンロードできます。

〒760-8515 高松市番町 2-2-2

高松商工会議所 会員活動推進課 TEL : 087-825-3501

令和5年7月9日

生命共済制度
加入事業所 各 位

高松商工会議所

新型コロナウイルス感染症における 生命共済制度見舞金（病氣入院）の取扱変更について

当所生命共済制度では、新型コロナウイルス感染症と診断された加入者に対し、医療機関の事情等により自宅や宿泊施設等で療養をされた場合について、「みなし入院」として病氣入院見舞金のお支払対象とする特別取扱を実施していましたが、政府方針のとおり、2023年5月8日以降は5類感染症に変更となりましたので、特別取扱を終了致します。

- ①5月8日（月）以降に新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、医療機関への入院時のお支払いの対象となります。
- ②5月7日までに新型コロナウイルス感染症と診断された方で、「みなし入院」の対象となる方は、これまで通りご請求いただけます。

※「みなし入院」の対象

		陽性診断日		
		2022年9月25日 まで	2022年9月26日 ～2023年5月7日	2023年5月8日 以降
医療機関へ入院された場合		○ (お支払い対象)		
臨時施設または自宅で の療養をされた場合	重症化リスクの 高い方(※1)	○ (お支払い対象)	○ (お支払い対象)	× (お支払い対象外)
	上記以外の方	○ (お支払い対象)	× (お支払い対象外)	× (お支払い対象外)

(※1) 発生届の対象となる「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方」「妊娠中の方」

【本件に関するお問合せ先】

高松商工会議所 会員活動推進課 TEL:087-825-3501